

議案第30号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地区計画」の次に「及び集落地区計画」を、「制限を定め、」の次に「地区計画の区域にあつては」を、「確保することを」の次に「、集落地区計画の区域内にあつては良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを」を加える。

第3条第1項中「地区整備計画」の次に「又は集落地区整備計画」を、「ただし、」の次に「地区整備計画区域内で」を加える。

第8条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第5号に掲げる範囲については、集落地区整備計画区域内の建築物に限る。

第8条に次の1号を加える。

(5) 増築又は改築する建築物の敷地が別表第2に規定する当該建築物の存する計画区域における建築物の敷地面積の最低限度に適合すること。

別表第1に次のように加える。

(10)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画集落地区計画相野駅周辺地区集落地区計画の区域のうち、集落地区整備計画が定められている区域（次表において「相野駅周辺地区集落地区整備計画区域」という。）
------	---

別表第2に次のように加える。

相野 駅周 辺地 区集 落地 区整	駅前 沿道 地区	1 住宅	2	1	建築 物の外 壁又は これに 代わる 柱の面	(1) 計 画図 に示 す道 路A に面
		2 住宅で、延べ 面積の2分の1 以上を居住の用 に供し、かつ、 令第130条の	00 平方 メー トル			

備 計 画 区 域		<p>3 に定める用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校、図書館 その他これらに類する施設</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122</p>				から道路境界線までの距離	<p>する場合は</p> <p>1. 5メートル</p> <p>(2) その他の道路に面する場合は1.0メートル</p>	
-----------------	--	--	--	--	--	--------------	--	--

		<p>号) 第2条第6 項第1号に該当 する営業に係る ものを除く。)</p> <p>8 診療所</p> <p>9 巡査派出所、 公衆電話所その 他これらに類す る公益上必要な 建築物で、令第 130条の4に 定めるもの</p> <p>10 病院</p> <p>11 店舗、飲食 店その他これら に類する用途に 供するもののう ち、令第130 条の5の3に定 めるものでその 用途に供する部 分の床面積の合 計が1,000 平方メートル以 内のもの(3階 以上の部分をそ</p>						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>の用途に供するものを除く。)</p> <p>1 2 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（2階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>1 3 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のもの（2階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>1 4 温室、育苗施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供するもの</p>							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		<p>1 5 種苗貯蔵 施設、農機具等 収納施設その他 これらに類する 農業、林業又は 漁業の生産資材 の貯蔵又は保管 の用に供するも の</p> <p>1 6 前各項の 建築物に附属す るもの（令第1 30条の5に定 めるものを除 く。）</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。